

3 障害福祉サービス等

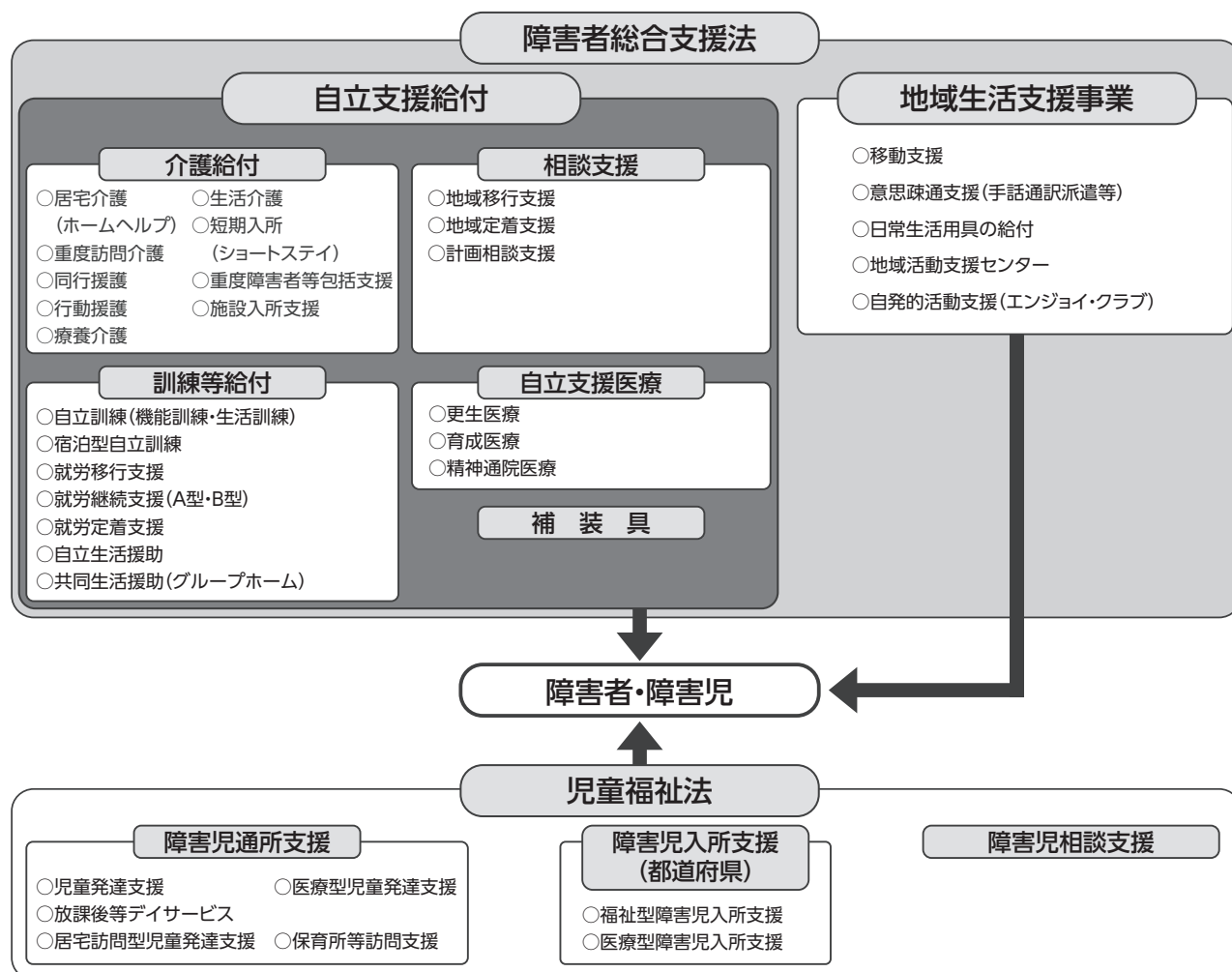
障害者総合支援法と児童福祉法に基づくサービス

障害者総合支援法に基づくサービスは、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

自立支援給付は「介護給付」「訓練等給付」「相談支援」「自立支援医療」「補装具」に分類され、地域生活支援事業は「移動支援」「日常生活用具の給付」「意思疎通支援」等があります。

児童福祉法に基づくサービスは「障害児通所支援」「障害児入所支援（都道府県事業）」「障害児相談支援」で構成されています。

各サービスの種類と支給量は障害支援区分、サービス利用意向、サービス等利用計画および介護者の状況など、勘案事項により決定されます。

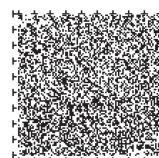


【障害支援区分とは】

障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分（区分1～6：数字が大きくなるほど支援の度合いが高い）です。

障害支援区分の決定には、区が行う認定調査を受ける必要があり、認定調査80項目と医師の意見書24項目により「一次（コンピュータ）判定」結果や、認定調査の特記事項、医師意見書内容（24項目以外）等を総合的に勘案し、市町村審査会において審査判定「二次判定」の結果、認定されます。

なお、障害児の場合、該当の区分に相当する心身の状態であれば、サービス利用ができます。



障害福祉サービス等の内容

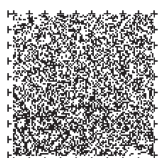
対象者 身体障害者（児）・知的障害者（児）・精神障害者（児）・難病の方（児）
※介護保険のサービスを利用できる方は、介護保険が原則優先となります。

障害者総合支援法に基づくサービス

■自立支援給付 共通の基準、水準で提供されるサービス

【介護給付】障害に起因する、日常生活をする上で継続的に必要な介護支援の提供
(→ 62 ページ)

種 類	内 容
居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障害もしくは精神障害で常に介護を必要とする方に、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する方に、外出時に同行し、視覚的情報の支援や食事の介護など必要となる援助を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
短期入所 (ショートステイ)	短期間、夜間も含め施設で宿泊し、入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。



【訓練等給付】 障害のある方が地域で生活を行うために、一定期間訓練的支援を提供

種 類	内 容
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行います。
宿泊型自立訓練	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、夜間の居住の場を提供するとともに、食事や家事等の生活能力の向上のために必要な支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行います。
就労継続支援 (A 型：雇用型) (B 型：非雇用型)	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な支援を行います。
就労定着支援	一般就労に移行した方に、就労の継続を図るため、就労に伴う生活面の相談や助言等必要な支援を行います。
自立生活援助	知的障害者や精神障害者に対し、居宅において自立した日常生活が営めるよう、定期的に訪問、相談対応により必要な援助を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を行います。

【相談支援】 相談支援のサービス

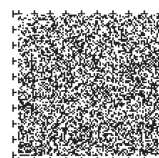
種 類	内 容
地域相談支援 (地域移行支援)	施設や病院から退所・退院して地域生活へ移行する方に、住居の確保や地域生活に向けた相談を行います。
地域相談支援 (地域定着支援)	地域で生活する障害のある方に対して常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談などの支援を行います。
計画相談支援	支給決定時のサービス等利用計画の作成 (サービス利用支援) およびモニタリング (継続サービス利用支援) などを行います。

【自立支援医療】 (→ 48 ページ)

【補装具】 (→ 50 ページ)

■地域生活支援事業 地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することによって、障害者 (児) の自立を支援する事業

種 類	内 容	ページ
移動支援	屋外での移動が著しく困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。	63
成年後見制度利用支援	知的障害者又は精神障害者等の成年後見制度の利用を支援するため、成年後見制度の申立て費用や後見人等の報酬費用を助成します。	98
意思疎通支援	聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記を行う者の派遣などを行います。	77~79
日常生活用具給付等	重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付または貸与を行います。	51



重度障害者大学等修学支援事業	重度障害者の修学にあたり、大学への通学や、大学内における支援を行います。	66
重度障害者等就労支援事業	重度障害者の就労にあたり、通勤や職場における支援を行います。	67
その他の事業	・ 自発的活動支援事業(エンジョイ・クラブ) ・ 「声の広報」発行事業 ・ 訪問入浴サービス	

児童福祉法に基づくサービス

【障害児通所支援】 身近な地域で支援が受けられるよう、障害のある児童に必要な支援を行います。

種 類	内 容
児童発達支援	児童発達支援センター等の施設で、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、医療的管理下等での支援が必要な障害児に対して、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校在学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを提供します。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にあり、通所による支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等の発達支援を行います。
保育所等訪問支援	障害児が集団生活を営む保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

【障害児相談支援】

種 類	内 容
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する児童に、障害児支援利用計画を作成し、各機関と連絡調整を行うなどのケアマネジメントによって、生活を支援していきます。

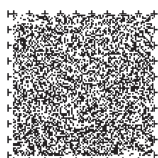
問合せ 障害者支援課 FAX03-3647-4910

身体障害相談係 ☎ 03-3647-4953 (深川地区)、03-3647-4958 (城東地区)

愛の手帳相談係 ☎ 03-3647-4954

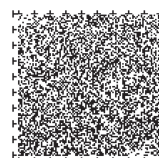
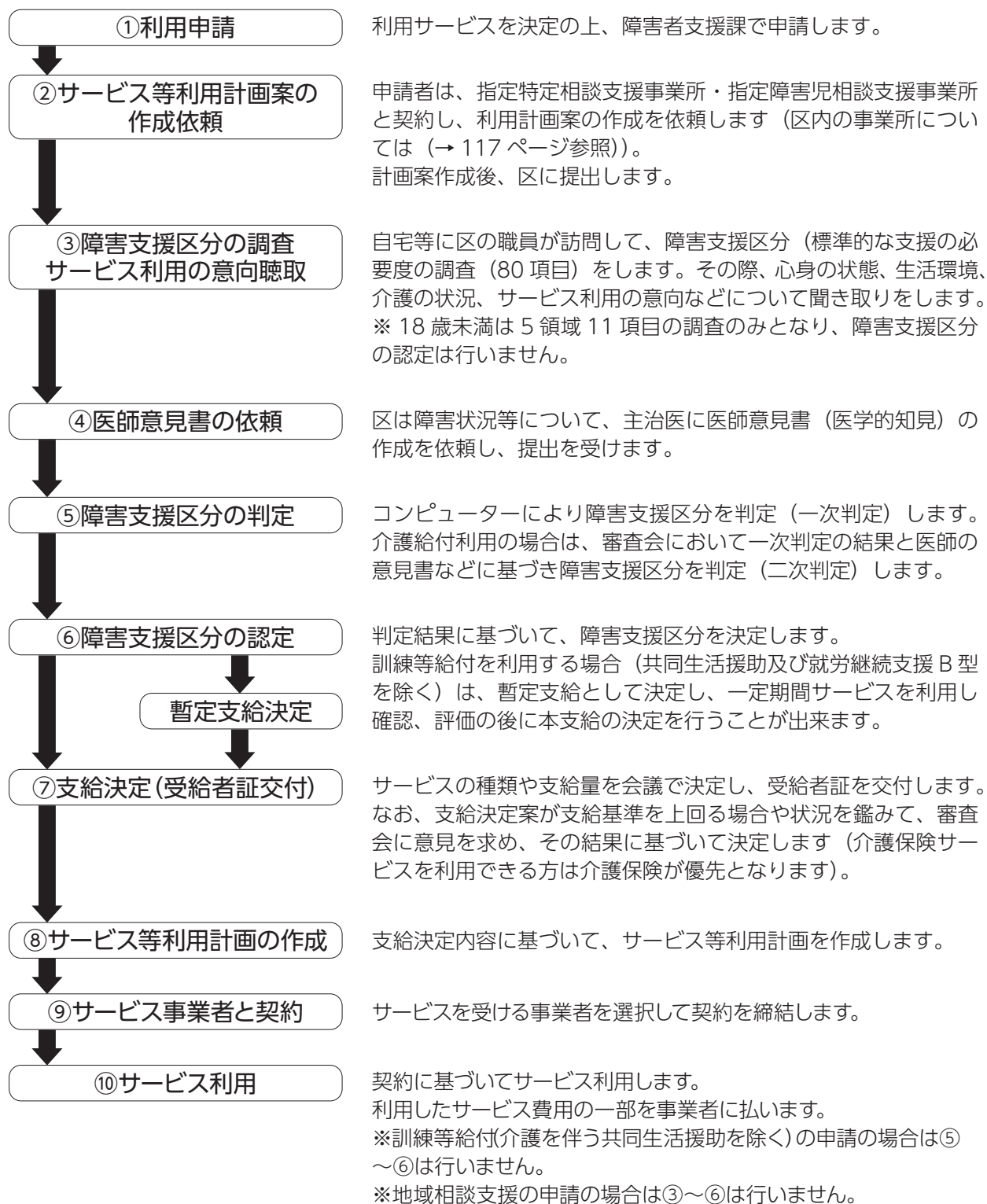
在宅生活相談係 ☎ 03-3647-4308

障害児支援係 ☎ 03-3647-7559



障害福祉サービス等利用の手続き

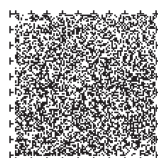
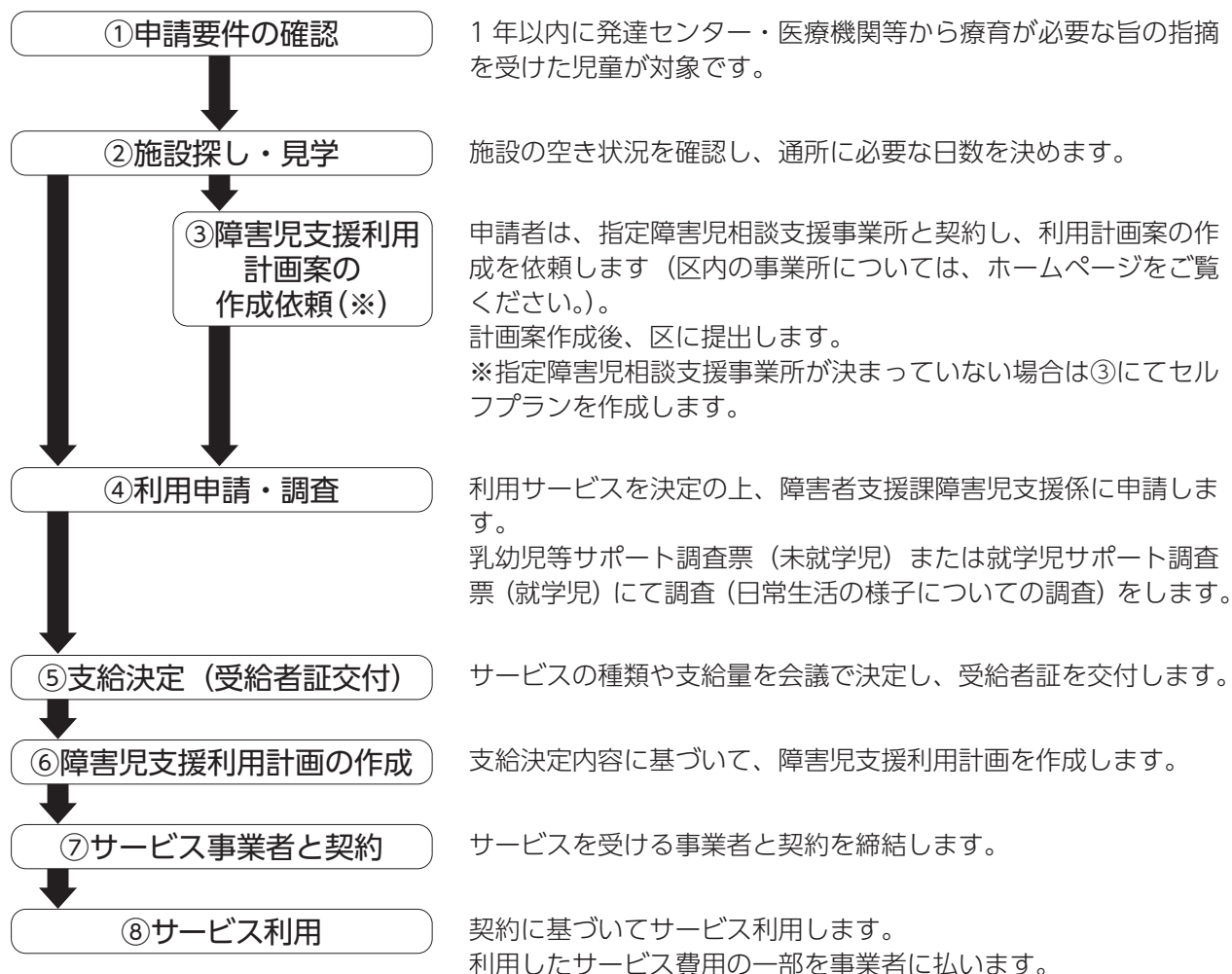
障害者総合支援法に基づくサービス



児童福祉法に基づくサービス

3

障害福祉サービス等



◇契約締結

- ・利用者は、決定を受けたサービスを提供する事業者の中から、サービスを受けたい事業者を選択し、受給者証を提示して契約を締結します。
- ・契約は、希望するサービス内容をよく検討し、事業者から具体的に説明を受け、納得できる条件の元で、契約することをお勧めします。
- ・支給量の範囲内であれば、支給量を分割して複数の事業者と契約することもできます。

◇サービスの利用

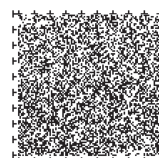
- ・利用者は、指定事業者がサービス提供後に提示するサービス提供記録等に誤りがないかをそのつど確認してください。
- ・指定事業者は苦情処理体制を整備対応することが義務付けられています。

◇利用者負担の支払い

- ・利用者負担は指定事業者が利用者あてに請求します。
- ・利用者は、請求内容をよく確認し、指定事業者に直接お支払いください。
- ・複数の事業者と契約している場合、ひと月あたりの利用者負担上限額を超えないように、支払いに注意してください。

◇利用者負担（→ 28 ページ）

- ・利用者負担は、原則 1 割（移動支援は 0.5 割）の定率負担ですが、所得に応じて設定される負担上限月額や高額障害福祉サービス等給付費などの減免制度があります。
- ・利用者負担は、所得に応じて次の 4 区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。



月額利用者負担上限額

1 世帯の収入状況による利用者負担上限月額

所得区分		世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護		生活保護受給世帯	0 円
低所得	低所得1	区民税非課税世帯のうち、障害者または障害児の保護者の収入が80万円以下	
	低所得2	区民税非課税世帯 ※低所得1に該当しないもの	
一般1		区民税課税世帯で、区民税所得割額が16万円未満 ※障害児及び20歳未満の施設入所者の場合は28万円未満	施設入所者（GH利用者・宿泊型自立訓練利用者含む）を除く 障害者：9,300円 障害児：4,600円
			20歳未満の施設入所者 9,300円
一般2		区民税課税世帯 ※一般1に該当しないもの	37,200円

※障害者（18歳以上）の場合の世帯は、本人および配偶者で判断します。

※施設入所者（18歳～19歳）および障害児（18歳未満）の場合は、保護者の属する世帯で判断します。

※施設入所者（20歳以上）、グループホーム（GH）利用者、または宿泊型自立訓練利用者で課税世帯の場合は「一般2」になります。

※補装具の負担上限月額は、課税世帯の場合は「一般2」のみです。

※原則、住民基本台帳での世帯の確認となりますが、生計が同一（単身赴任等）である場合は、住民基本台帳で別世帯であっても、所得を判断する上で、同一の世帯とみなします。

なお、課税世帯に係る自己負担上限月額の算定について、以下の二点を考慮します。

- 所得割額に、住宅借入金等特別税額控除分並びに寄付金税額控除分を加算します。
- 所得割額から、平成22年の税制改正により廃止された、年少扶養控除相当税額（1人あたり19,800円）及び16～18歳までの特定扶養控除相当税額の上乗せ分（1人あたり7,200円）を差し引きます。

2 軽減措置

（1）施設入所者の補足給付

内 容 食費・光熱水費等の負担軽減

対象者 20歳未満：すべての利用者、20歳以上：低所得、生活保護

（2）グループホーム入所者の補足給付

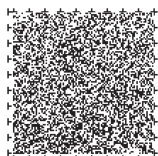
内 容 家賃の負担軽減（上限：月額1万円）

対象者 低所得、生活保護

（3）通所施設の食費負担軽減

内 容 食費の負担軽減（食材料費のみ）

対 象 一般世帯の所得割16万円未満（障害児の場合は所得割28万円未満）、低所得、生活保護



(4) 高額障害福祉サービス等給付費

内 容 同一世帯のなかで障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合や、障害福祉サービスを利用している人が介護保険のサービスを利用した場合、補装具に係る利用者負担がある場合、障害児が障害者総合支援法と児童福祉法のサービスを併せて利用している場合は、軽減前の負担上限月額を超えて支払った分を、高額障害福祉サービス費等給付費として後から償還払い方式により支給します。

対象者 すべての利用者

(5) 新高額障害福祉サービス等給付費

内 容 障害福祉サービスに相当する介護保険サービスの利用者負担額を、新高額障害福祉サービス費等給付費として後から償還払い方式により支給します。

対象者 低所得、生活保護の65歳以上で、65歳になるまでに5年以上、介護保険サービスに相当する障害福祉サービスの支給決定を受けていた利用者

(6) 生活保護への移行防止策

内 容 さまざまな負担軽減をしても、定率負担や実費負担をすることにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで負担上限月額や食費等実費負担額を引き下げられます。

対象者 すべての利用者

(7) 就学前障害児の発達支援の無償化

内 容 児童発達支援等の利用者負担額が無償化されます。ただし、食事代や医療費等は対象外です。

対象者 児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設の利用者（満3歳になって初めての4月1日から小学校就学まで）

(8) 就学前の障害児通所支援の多子軽減措置

内 容 同一世帯において、2人以上の乳幼児が幼稚園、保育園等や障害児通所支援を利用する場合には、2人目以降の乳幼児の障害児通所支援の利用者負担額が軽減されます。※世帯区市町村住民税所得割合算額が77,101円未満の世帯において、障害児通所支援を利用している児童・乳幼児が合わせて2人以上の場合には、乳幼児の障害児通所支援の利用者負担額が軽減されます。

対象者 児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援の利用者（未就学児）

(9) 0歳から2歳までの第2子以降の児童発達支援等の無償化

内 容 児童発達支援等の利用者負担額が無償化されます。ただし、食事代や医療費等は対象外です。一旦、利用者負担額を事業所にお支払いいただいた後、その利用者負担額を東京都から給付する（実質的に利用者負担額が0円になる）制度です。

対象者 児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援の利用者（満3歳になって初めての3月31日まで）

問合せ 児童発達支援事業第2子無償化コールセンター

☎ 0120-612-898

